秋季全国火災予防運動 11月9日(水)～15日(火)

平成23年度防火標語
消したはず 決めつけないで もう一度

空気が乾燥し、火を使う機会が増えることから、火災が発生しやすい時期を迎えます。また、最近はゴミ焼きによる火災が多発しています。

◆住宅用火災警報器の設置義務

住宅用火災警報器の設置が義務化されました。住宅火災から皆さんの命や財産を守るため、まだ取り付けていない方は早急に取り付けてください。設置に関するご相談など、詳しくはお問い合わせください。

❖火災予防の3つの習慣

- 寝たばこは絶対しない。
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れる時は、必ず火を消す。

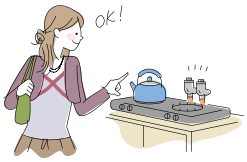

❖火災予防の4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具・衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さなうちに消すために、消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る。

▼消防課
☎23局4074 FAX23局0180

ご注意ください ガソリンは適正にご利用を

ガソリンは、マイナス40℃でも気化し、静電気などの小さな火花で引火して爆発的に燃焼する危険性があります。そのため、取り扱いは消防法によって厳しく規制されています。

次の点に注意し、ガソリンは適正にご利用ください。

❖ガソリン取り扱いの注意点

- ガソリンはガソリンスタンドで購入すること。

※セルフスタンドで利用者自ら容器に購入は不可

- ガソリンを入れる容器は、消防法による容器性能試験に合格した金属缶を使用すること。ガソリンを灯油用のポリタンク、金属製であってもオイルや農薬の缶に入れることは、非常に危険であり、絶対にやめること。
- ガソリンは、風通しの良い涼しい場所に保管し、金属缶のパッキンの劣化、キャップの閉め忘れなどに注意し、火災や漏えいに注意すること。
- ガソリンを40リットル以上貯蔵および取り扱いを行う場合は、消防課に届出が必要。

※詳しくはお問い合わせください。
▼消防課
☎23局4074 FAX23局0180

▲ガソリン保管用金属製携行缶(上)と消防法による容器性能試験確認済証(下)

複層ガラス等省エネ資材リフォーム補助事業(追加募集)

市内で排出される温室効果ガスの削減を目的とした「省エネ資材リフォーム補助事業」の追加募集を行います。

▼対象者＝市内に住宅や施設を持つ市民および事業者　▼補助対象＝既築物件のみを対象とした複層ガラス、樹脂サッシなどの省エネ資材の導入事業（平成23年4月1日以降に着工し、平成24年3月31日までに完了するもの）　▼補助額＝総事業費（補助対象施設整備費）の3分の1（限度額5万円）　▼募集開始日＝12月1日（木）　▼募集件数＝13件（先着順）

※詳しくは市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。
▼たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会事務局（エコエネ推進室）
☎23局7401 FAX23局0180
HP http://www.city.tahara.aichi.jp/

弁護士による多重債務者無料相談会を開催

多重債務でお困りの方、一人で抱え込まずにご相談ください。

▼日時＝11月19日（土）午前10時～午後3時（要予約／相談時間は30分程度）　▼場所＝田原福祉センター相談室　▼相談料＝無料　▼申し込み＝電話にて
▼商工観光課
☎23局3522 FAX22局3817